

平成32年開館予定
ichikawamisato
family if センター

if(イフ)は「市川三郷町ファミリー」(ichikawamisato family)を表しています。



広報いちかわみさと4月号などで愛称の募集を行い、応募いただいた1,093件の中から、愛称選定委員会による審査の結果「ifセンター」に決定いたしました。
たくさんのご応募ありがとうございました。

町生涯学習課 055-272-6094



体育館

内観イメージ

「市川三郷町生涯学習センター」は、図書館・生涯学習館・体育館の3つの機能を備えた複合施設として、平成32年に開館を予定しています。今後開館に向けて建築主体工事や、各種設備工事が始まります。今回は内観のイメージを紹介します。

◆体育館

バスケットボール・バレー・ボーラー 2面
バドミントン 6面利用可能

◆図書館

約70,000冊の本を所蔵
児童コーナー、おはなしコーナーなど

◆生涯学習館

多目的ホール、和室、会議室、音楽室、調理実習室など



図書館



生涯学習館ロビー

命の大切さを

いじめや体罰による自殺、養育放棄や虐待、児童殺害など子どもが被害者となる痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

法務省の人権擁護機関では、21世紀の社会を担う子どもたちの人権を守るために「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な啓発活動を行っており、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。

峡南人権擁護委員協議会では、毎年峡南地区の学校を訪れ「人権の花贈呈式」を行っています。これは、子どもたちに花を贈り、育てる上で思いやりや命の大切さを理解してもらうことが目的です。

今年は、市川南小学校と六郷小学校において行われ、贈呈式の最後に、花の種とメッセージを付けた風船を飛ばすと、子どもたちの想いのこもった風船は大空高く飛んでいきました。(表紙・写真)



パルシリリース(5月21日 市川南小学校)

子どもの権利は大きく分けて4つ

人権に関する相談は…
みんなの
人権
110番
0570(003)110まで
(全国共通人権相談ダイヤル)

一 参加する権利
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

一 守られる権利
暴力や搾取、有害な労働などから守られること

一 育つ権利
もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と一緒に遊んだりすること

一 生きる権利
すべての子どもの命が守られることがあります。





保険料の納め方は4種類あります。通知書の保険料が記載されている欄や、納付書の有無で徴収方法が分かります。

納入通知書から見る 保険料の納め方のパターン

■ 納入通知書の特別徴収①、普通徴収②の両方の欄に保険料額が記載され、納付書が同封されています	↓年金から天引きされる保険料と、窓口納付する保険料があります
■ 納入通知書の普通徴収欄②のみに保険料額が記載され、納付書は入っていない	↓口座振替です
■ 納入通知書の普通徴収欄②のみに保険料額が記載され、納付書が同封されている	↓年金から天引きされます
■ 納付書にて金融機関の窓口で納付して下さい	↓納付書にて金融機関の窓口で納付して下さい

■ 納入通知書の期別保険料額が記載されている部分

期別保険料額

月	特別徴収(円)	期 別	普通徴収(円)	普通徴収の場合の納 期 限
4月	①			
5月		②		

私の健康・若さの秘訣
わが家のレシピ 大募集

「私の健康の秘訣・若さの秘訣 我が家に伝わる自慢の一品料理」のレシピ

山梨県後期高齢者医療制度の被保険者の方、もしくは山梨県後期高齢者医療制度の被保険者の方と同一世帯の方

7月2日㈪～8月31日㈮ 応募期間

町役場本庁舎民課窓口、各支所住民サービス係窓口にある専用の応募用紙に必要事項を記入の上、応募作品の写真(1人前)を添付して郵送で〒400-8587 甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階 山梨県後期高齢者医療広域連合 総務課総務担当まで

2点(最優秀賞1名:1万円相当賞品、優秀賞1名:5千円相当賞品)
入賞したレシピはカードにして県内で配布します

問山梨県後期高齢者医療広域連合 055-236-5671

加入者の皆さんに保険料決定通知書をお送りします

今年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました

後期高齢者医療制度に入っている方に納めていただき、今年度の保険料額が決定しました。

加入者の保険料額については、昨年中の所得が確定するこの時期に決定し、保険料決定通知書などをお送りしています。

金融機関窓口や口座振替で保険料を納めていただける方は、各納期限内に納めていただけるようご協力下さい。

後期高齢者医療制度(75歳以上全員と所定障害の65歳以上含む)に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日が有効期限となっているため、今月中に新しい保険証をお送りします。

郵送の方法は、皆さんやご家族に、直接手渡す書留郵便です。

受け取つたら、自分のものに間違いないかよく確認し、お手元に届いた日から必要に応じてお使い下さい。
古い保険証は、8月以降使えません。大切な個人情報が記載されていますので、各自で細かく裁断するなどして確実に破棄して下さい。

現在お持ちの保険証は
7月31日が有効期限です

後期高齢者医療制度(75歳以上全員と所定障害の65歳以上含む)に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日が有効期限となっているため、今月中に新しい保険証をお送りします。

郵送の方法は、皆さんやご家族に、直接手渡す書留郵便です。

75歳以上の方全員が加入している後期高齢者医療制度に関するお知らせです

問町町民課国保年金係
☎ 055-272-1105

限度額適用標準負担額減額認定証が 8月1日より更新されます

こちらの認定証の色は変更ありませんが、有効期限が平成31年7月31日までのものとなり、被保険者証とは別に交付します。

前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付します。手続きは不要です。

保険料の決め方

平成30年度の後期高齢者医療保険料は次の計算で決まり、7月中にお知らせします。

$$\text{■保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(40,490円) (所得 - 33万円) × 7.86%

※保険料の額には、世帯の所得水準などにあわせた軽減措置があります。

※保険料賦課限度額 62万円

保険料の軽減率が変更されます

資格取得日前日に社会保険などの健康保険の被扶養者だった人が受けている軽減率は7割から5割に変更されます。

また、これまで被保険者個人の所得が軽減対象の基準を満たすことで受けることができた「所得割軽減制度」は廃止されます。

国保・財政

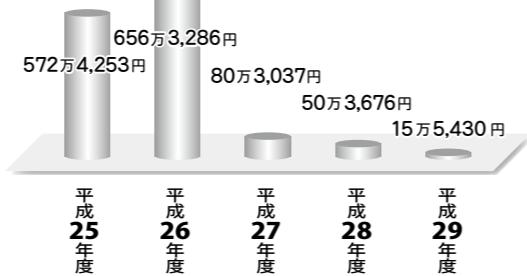
交通事故等でけがをしたときは…?

第三者による交通事故や傷害事件でけがをしたときは国保担当窓口に届け出をして下さい。届け出がされないと、本来加害者が負担する医療費を国保が負担することになります。届け出が遅れた場合も、加害者への求償が遅れ医療費を回収できない可能性が高まります。

国保が支払う必要のない医療費を支払うことになり、国保財政の圧迫につながります。

過去5年間で1,374万9,682円の金額を加害者に求償しています。しかし、国保財政を圧迫する医療費の削減のためには町の力だけでは限界があり、国保加入者の1人1人の協力が必要となります。交通事故等で病院を受診する際は必ず届け出をお願いします!!!

過去5年の第三者行為求償額



8月より変更

70歳以上の国保加入者の高額療養費制度の自己負担額

医療費の自己負担が高額になった場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給される高額療養費制度では、高齢者と若者の間で世代間公平が図られるよう、負担能力に応じた負担をしていただく必要があります。そのため70歳以上75歳未満の方の限度額が平成30年8月に変更されます。変更内容は次のとあります。(太字部分が変わります)

◆自己負担額の計算条件

- ①歴月(1日～末日)ごとに計算をします
 - ②現役並み所得者は世帯単位でまとめ、一般・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰの外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。
 - ③病院・診療所、医科・歯科の区別なく合算します。
 - ④入院時の食事代や、差額ベット代など保険適用外の医療行為は対象外です。
- (※1) 住民税課税所得145万円以上の方などで、医療費の自己負担割合が3割の方
(※2) 住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の方
(※3) 住民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外の方
(※4) 住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

■平成30年7月までの自己負担限度額(単位:円)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(※1)	57,600	80,100+(医療費-267,000) ×1%【44,400】
一般(※2)	14,000 (年間限度額144,000)	57,600【44,400】
低所得者Ⅱ(※3)	8,000	24,600
低所得者Ⅰ(※4)	8,000	15,000

■平成30年8月から(単位:円)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	252,600+(医療費の総額-842,000)×1%【140,100】	
課税所得690万円以上	167,400+(医療費の総額-558,000)×1%【93,000】	
課税所得380万円以上 690万円未満	80,100+(医療費の総額-267,000)×1%【44,400】	
一般(※2)	18,000 (年間限度額144,000)	57,600【44,400】
低所得者Ⅱ(※3)	8,000	24,600
低所得者Ⅰ(※4)	8,000	15,000

※年間上限額は、8月～翌年7月までの累計額に対して適用
※【】内は、過去1年間に4回以上該当した場合の、多数回該当限度額

抑えよう!
医療費増加

時間外受診、生活習慣病の増加

生活習慣の見直し、定期健診の受診
ジェネリック医薬品の利用

進めよう!
医療費節約

町民の皆さんに問わる問題として、国民健康保険(以下「国保」)制度を支える財政状況を、さまざまな角度からお伝えしています。

町町民課国保年金係 055-272-1105



ネットワークセミナー
基礎講座に参加しました
男女共同参画

県男女共同参画推進センター
県男女共同参画推進センター
水無田氣流さん(詩人・国学院
大学経済学部教授)を講師に招
き男女共同参画ネットワークセ
ミナー基礎講座「居場所」のな
い男、「時間」がない女」が開催
されました。水無田さんの講演
では、男性の「関係貧困」と女
性の「時間貧困」の視点から問
題提起され、二つの「貧困問題」
や日本の現状・課題を知り、改
めて男女共同参画社会について
考え方となりました。参考
加した方の感想を紹介します。

◎笠井辰生さん
日本人男性は職場関係に比べ
家庭での居場所も無い。一方、
本人女性は多忙で、家庭・育児に
対してブラック企業状態である。
会との接点が少なく、会社依存から
スウェーデンでは、夫婦単位の
課税を中止し、女性の社会進出
出生率の維持がされた。このよう
な目指す社会に合わせた制度設計
即ち税制改革で社会が変えられる
という話が印象的だった。雇用関
係や社会制度を見直し、働き方・暮
らし方改革を目指すため、自分・家族
職場・地域社会など、身近な所か
ら皆さんも考えてみませんか?

◎笠井辰生さん
年退職後も孤立に結びつきやすい。
一方、日本人女性は、家事に
する時間が1日当たり3時間28
分で、男性の平均44分に対し5倍
の時間を費やしている。家庭でも長
く家族や地域社会との関わり希薄で
「関係貧困」といわれ、年も立化
リスクが高い。労働時間が長
く、時間を使っていることを「時
間貧困」といつ。双方が幸福にな
るためにには、お互いに協力して
社会進出が不可欠である。

◎市瀬百合子さん
日本人男性は、就職以外の社会
に参加に乏しい社会的背景により、
一方、日本人女性は、家事に
する時間が1日当たり3時間28
分で、男性の平均44分に対し5倍
の時間を費やしている。家庭でも長
く家族や地域社会との関わり希薄で
「関係貧困」といわれ、年も立化
リスクが高い。労働時間が長
く、時間を使っていることを「時
間貧困」といつ。双方が幸福にな
るためにには、お互いに協力して
社会進出が不可欠である。

◎加藤すみ子さん
初めて知ることばかりで勉強
なった。今後の男女共同参画推進
活動に生かしていきたい。若い世
代の方も、積極的に色々なセミナー
に参加してほしい。

◎若尾かな江さん
昔は女性だけが育児をする時代
だったが、今はお互いに協力して
いくことが必要だと思った。講演
を聞き励まされたので、自分もさ
らに前進していきたい。

◎深沢和子さん
現在は、イクメン制度や育児休
暇制度など子育てがしやすい環境
になっていますので、今後の若い世
代に期待している。

▲5月26日に開催された、
男女共同ネットワークセミナー基礎講座の様子

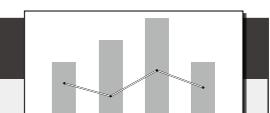
統計グラフコンクール作品募集

山梨県では、毎年「統計グラフコンクール」を実施しています。普段気になっていること、疑問に思ったことなどを調べて作品を作ってみませんか?

是非ご応募下さい。

【応募資格】県内在住の小学生以上 ■第1部(小学校1・2年) ■第2部(小学校3・4年) ■第3部(小学校5・6年) ■第4部(中学生) ■第5部(高校生以上) パソコン統計グラフの部(小学生以上)

【課題】自由(ただし4以下は自ら観察調査した結果をグラフにする)



【応募締め切り】9月4日(火)

【規格】B2判(紙質、色彩は自由。
パネル仕上げ、表面のセロハンカバーなどの調製はしない)

【応募方法】山梨県民生活部統計調査課(〒400-8501甲府市丸の内1-6-1)まで郵送または持参

【表彰】各部門とも知事賞1点以内、教育長賞2点以内、入選2点以内、佳作若干

*優秀作品は「統計グラフ全国コンクール」に出品します。

山梨県民生活部統計調査課 055-223-1340